

## 仕 様 書

## 1 業務名

特別展等展示撤収業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 3 実施場所

下関市立美術館（以下「美術館」という。）下関市長府黒門東町 1 番 1 号

## 4 業務の概要

美術館の特別展等（以下「展覧会」という。）の開催に係る美術作品及び資料等（以下「作品等」という。）の展示及び撤収、または展示に伴う関連器材の取扱い等展覧会の設営に必要な作業を行う。

## 5 業務の詳細

## (1) 特別展の展示

展覧会に出品する作品等を収蔵庫等美術館内の保管場所から展示場所に搬入し、展示する。

## (2) 特別展の撤収及び次年度所蔵品展準備

展覧会終了後、作品等を撤収し、収蔵庫等の保管場所に移動して収納する。終了後、次年度に開催する所蔵品展に出品する作品等を展示場所に搬入し、展示する。

## (3) 関連する器材の取扱い等

作業に当たっては、展示または収蔵に使用する可動壁及び照明器具、収納棚その他関連する器材を取扱うとともに必要に応じて各作業場所の整理を行う。

## (4) 美術館職員の立会

上記(1)及び(2)、(3)の作業は、美術館の学芸員等の職員（以下「美術館職員」という。）が立会し、その指揮監督のもとで行うこととする。

## 6 業務日程及び作業員数

業 務	期 日	日数	人数
(1) 特別展の展示	令和 7 年 2 月 1 1 日	1 日	6 人
	令和 7 年 2 月 1 2 日	1 日	4 人
	令和 7 年 2 月 1 3 日	1 日	4 人
(2) 特別展の撤収及び 次年度所蔵品展準備	令和 7 年 3 月 2 4 日から 3 月 3 1 日までのうちのいずれかの日	2 日	4 人
	上記ののち令和 7 年 3 月 3 1 日 までのうちのいずれかの日	1 日	2 人

7 器材

作業に必要な器材等は、美術館職員と協議した上、決定すること。

8 作業員

業務に当たる作業員は、美術作品の取扱いの講習を受けており、美術館等の博物館施設の所蔵品を取り扱う経験を有している者であることを条件とする。

9 留意事項

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は、関係法令を遵守の上、必要な安全対策を講じなければならない。
- (2) 取り扱う美術作品の破損、損失、紛失等が生じた場合は、速やかに下関市に報告すること。
- (3) 受託者は、業務実施中に下関市に損害を与えた場合、速やかに下関市に報告し、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、業務実施中に故意又は過失により下関市の建物、設備等を破損させた場合、原状に回復しなければならない。なお、その場合の復旧に係る費用は受託者の負担とする。

以上